令和６年度

事　業　計　画　書

社会福祉法人　広文会

特別養護老人ホーム　じょうもんの郷
ショートステイ　じょうもんの郷
デイサービスセンター　じょうもんの郷
居宅介護支援事業所　じょうもんの郷

法人理念

当施設では「利用者の尊厳を守る」をモットーに、利用者及びご家族の皆様が安心して暮らせるよう応援させていただきます。

事業所の概念ではなく、あくまで生活の場として利用者の尊厳を支え、家族的な雰囲気で過ごせるように、私たちは尽力をつくし安定した生活を提供させていただきます。

運営方針

1　経営の適正化

私たちは、適正かつ安定性のある事業経営を行い、地域福祉の推進に努めます。

2　人権の擁護

利用者様一人一人の人権を尊重し、その人らしい生活の支援に努めます。

3　福祉サービスの提供と地域貢献

高齢者の方々が穏やかに安心して生活できる地域の拠点施設となれるよう、常に地域の皆様の声を大切にし、地域ニーズにお応えのできる福祉サービスの提供に努めます。

4　リスクマネジメント

風水害や大規模地震等自然災害が発生した際には、地域の拠点施設として活動ができるよう日々訓練を心がけ、また、感染症に備えた予防に努めます。

5　職場環境の整備

職員の資質向上を図るため、研修や資格取得を奨励するとともに、現場の声に耳を傾け、やりがいのある職場環境の整備に努めます。

事業計画

≪法人運営≫

1　理事会および評議員会の開催

社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業経営の透明性の向上など、制度改革の本旨に則り、定款に定められた決議事項および重要な事項を審議するため、適宜理事会および評議員会を開催する。

役員会	開催回数	開催月	主な決議事項
理事会	年３回	５月・10月 ３月	事業計画、予算（当初・補正）、決算、定款の変更 評議員の選任、諸規定の制定・改廃、事業報告 理事長の選定及び解職
評議員会	年３回	５月・10月 ３月	理事及び監事の選任又は解任、計算書類及び財産目録の承認、定款の変更、基本財産の処分、 事業計画及び収支予算
監事監査	年１回	３月	計算書類（貸借対照表・収支計算書及び付属明細書及び事業報告並びに財産目録の監査

2　組織図

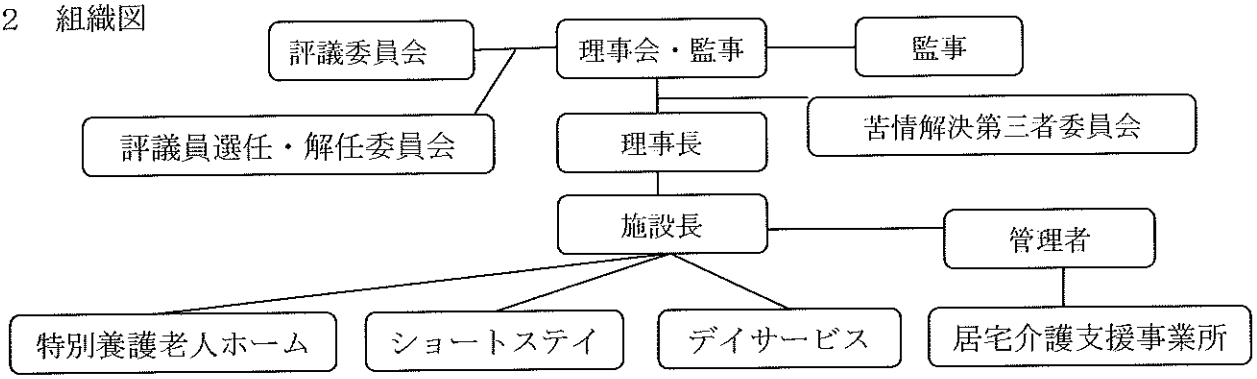

実施事業

１　第１種社会福祉事業

（１）特別養護老人ホームじょうもんの郷の設置経営

平成１７年４月１日　千葉県指定　第１２７４６０００３８号

定員７０名

２　第２種社会福祉事業

（１）指定短期入所生活介護事業　ショートステイじょうもんの郷

平成１７年４月１日　千葉県指定　第１２７４６０００６１号

定員１０名

（２）指定通所介護事業　デイサービスセンターじょうもんの郷

平成１７年５月１日　千葉県指定　第１２７４６０００５３号

定員２０名

平成３０年６月１日　千葉県指定　第１２７４６０００５３号

定員２５名

３　公益事業

（１）居宅介護支援事業　　居宅介護支援事業所じょうもんの郷

平成１７年７月１日　千葉県指定　第１２７４６０００４６号

４　その他の事業

（１）給食サービス（調理業務）事業

神崎町社会福祉協議会委託

≪事業運営≫

１　施設運営の基本方針

（１）サービス提供

昨年より新型コロナウイルスは流行性のインフルエンザと同等の２類から５類へと 引き下げられますが、私達高齢者福祉施設では利用者様の健康と命を守る為、感染防止 対策は継続をします。

利用者個々の人格を尊重し、施設内虐待の防止、虐待を発生させない体制・風土づくりを行います。又、利用者本位のより良いケアの実現を目指すために、職員一人一人が専門性を高め、個人単位ではなくチームとしての連携を図り、チームケアを推進します。すべての利用者の健康的な生活を確保し、質の高い福祉サービスを推進するとともに、ユニットにおいては、ユニットリーダーを配置し、相互の情報の共有化を行い、八つのユニットとして確立されたケアに努める。

（２）地域に開放された施設

地域における社会資源をはじめとする住民への働きかけを密にし、職員のみならず地域の皆様と利用者を支えているという環境作りを図り、家族や地域社会との結びつきを重視し、地域に開放された施設として活動する。

（３）施設の情報開示

施設の情報を公開し、利用者がサービスを選択できるよう随時説明を行う。

介護サービス情報の公表については、適正、的確に取り組む。

個人情報においては、施設が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する施設として社会的責任を果たすことに努める。

利用者およびその家族等の個人情報は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いに努め、守秘義務を徹底する。

（４）関係機関等の連携

行政、医療、保健および地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等の福祉機関、近隣の民生委員との連携を図り、高齢者福祉の拠点施設として在宅ケア支援機能を有した介護

老人福祉施設としての体制を確立する。

（５）施設入所希望者の入所順位の決定

入所においては、千葉県指定介護老人福祉施設入所指針に基づき、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所を円滑なものとする。

2　施設経営の重点目標

(1) 施設サービスの充実

① 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう利用者またはその家族の意向を尊重し、障害、認知症の状態等、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を施設サービス計画に基づき適切に提供する。

常に主役は利用者であることを念頭に置き、可能性を見つけ、利用者の声を傾聴し、個々の支援体制を図り、各ユニットが小規模として、利用者がその環境で生活する支援内容を多職種の協働により確立することに努める。

② 施設サービス計画の作成に当たっては、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、必要な見直しを行い、適切な評価をして行く。

③ サービスの提供にあっては、懇切丁寧を旨とし、利用者およびその家族に対し、利用方法、サービス内容等について理解しやすいように説明し、ぬくもりある関係を醸成する。

④ 身体的拘束については、身体拘束廃止マニュアルに基づき適切に対応し、身体的拘束の絶無を図る。

⑤ 高齢者虐待については、高齢者虐待防止マニュアルに基づき必要な措置を講ずるとともに、施設において虐待は絶対に起こさない。

(2) 介　　護

① 利用者の心身の状態に応じ、食事、排泄、入浴、移乗、移動等の身体介護、精神面のケア、機能訓練、健康管理及び療養上の介護、その他の日常生活の介護、社会生活上の便宜の提供等をきめ細かく行う。

② 利用者一人ひとりの抱えるニーズ、また可能性を掘り起こすため認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式を導入し、ケアプランに沿ったサービスの充実を図る。

③ 利用者のニーズへの対応、そのための必要とする環境整備など、利用者の生活暦、日常生活リズム等、２４時間の流れの中で把握し、家族を含めたチームで検討し、利用者本意のサービスを提供に努める。

④ 小規模な生活単位内での更なる少人数のグループを構成し、一人ひとりの個性やニーズを把握しやすくし、また入所者同志、職員との信頼関係を密なものにして行く。

⑤ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

⑥ 外出の機会を多く設け、日常生活の活性化を図る。

(3) 食事の提供

栄養ケア計画の作成に当たっては、利用者の栄養管理に留意し、嗜好、身体状況を考慮しながら個々の身体、健康状態に応じた食事の提供に努め、必要な見直しを行い、適切な評価を行う。また、季節に応じた献立の工夫と合わせて、行事食など楽しい食事提供に努める。

(4) 相 談 援 助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し相談、助言を行うとともに援助を行う地域のニーズの把握に努め、相談や助言を行うとともに関係機関との連携を密接に図る。

(5) 機 能 訓 練

① 職員の生活リハビリ・介護（介助方法）に対する意識の統一・向上を図り、施設全体で徹底し、安全で安心して福祉用具等が使用できるようメンテナンスの意識向上に努める。

② ユニットとの連携を図り、生活場面において残存能力を生かす生活リハビリや遊びを通して活動量を上げる遊びリテーションなどのサービス提供に努める。

③ 利用者の体力測定および評価を行い、評価に基づくリハビリテーション、また遊びリテーションなど、遊びを通して活動量を上げるサービスの提供に努める。

④ 生活場面において残存能力を生かした日常生活動作訓練をユニットと連携を密にし、サービスの提供に努める。
⑤ 福祉用具等の相談、適切な助言を行う。

(6) 健康管理等

利用者の健康および栄養状態を把握し、疾病の予防等を図るとともに、看護・介護が連携して予防と早期発見に努める。これにより健康的な生活を送ることができるよう健康管理に万全を尽くす。

① 環 境 整 備

生活環境が美的で機能的であるよう整理整頓に努める。採光や換気に注意を払い、寝具の清潔乾燥、衣類の洗濯と更衣など健康的生活の基本である生活環境が安全で安心感があるよう努める。

② 健 康 管 理

ア 利用者の呼吸、体温、脈拍、血圧、食事と水分の摂取量および排泄状況等、個々の基本データをコンピューターに入力し、経過を観察し健康状態を把握する。

イ 利用者と職員の定期的健康診断を行い、異常がある場合は、医師の診察を受け、早期治療を図る。

ウ 定期的に血圧・体重測定をし、栄養状態を把握する。入浴時に皮膚状態を観察する。また排便のコントロールについても留意する。

エ ADLの維持・向上のために機能訓練指導員と連携し、生活リハビリ、必要に応じて個別リハビリを行う。

③ 生 活 療 法

ア 毎月のお誕生会や四季の行事・レクリエーションを行う。

イ 各種のクラブ活動を行う。

ウ 行事等の開催時に、利用者・家族・施設のコミュニケーションと役割の認識を深め、協力関係を強化する。

(7) 安全管理等

① 医 療 管 理

感染症の予防、まん延防止を図るとともに、感染症対策マニュアルを整備し、感染症の早期治癒、感染拡大防止を図る。また、医薬品および医療用具の管理を適切に行う。施設内の感染症の予防のため、標準予防策を周知徹底し、手洗い、口腔ケアの励行に努め、衛生面に十分配慮する。

② 食 品 管 理

食品管理については、食器・調理器具等の適正な保管、鑑別技術の習得、従業者に対する衛生教育、調理室・設備等の衛生管理、整理整頓等により常に清潔を保つようにする。また、調理工程における衛生管理を適正に行い、異物の混入などの未然防止に努め、0－157やノロウイルス等の各種の食中毒の予防、まん延防止を図るとともに、感染症対策マニュアルを整備し、予防の周知徹底を図る。

③ 安 全 管 理

職員の安全に対する意識の向上を図るとともに安全教育を徹底し、利用者の施設内における安全の確保を最優先し、安全に係る施設整備および環境整備に努める。

車両の安全運転を励行し、車両の法定点検は勿論のこと、自主点検を定期的に行い、事故防止に努める。

④ 各 種 委 員 会 の 設 置

7種のプロジェクトチームを設置し、安全で安心したサービスの提供、職員およびケアの質の向上を図る。

ア 研修委員会
イ 褥瘡・排泄委員会
ウ 感染委員会
エ 事故対策委員会
オ 給食委員会
カ 企画委員会
キ 身体拘束廃止委員会

(8) 防 災 計 画

模擬訓練を年3回実施するとともに、うち1回を水防訓練とする。職員および利用者に対し、防災に関する教育、訓練を徹底し、職員として沈着冷静な対応が出来るよう万全を期し、非常災害に備えて必要な設備を設け、関係機関への通報および連携体制を整備する。

(9) 苦 情 処 理

利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口をおき、苦情内容を十分に把握すると共に、利用者および家族の意向を重視し、誠意をもってその解決に努める。

(10) 家 族 と の 交 流 推 進

利用者の家族との面会、行事等を通じて交流を深め、利用者の生活歴や家庭における日常生活状況を把握し、施設サービス計画に反映させ、家族とともに介護を考えて行く。交流の少ない家族や身寄りのない利用者に対しては、孤独感を抱かせることのないよう温かく、きめ細かな配慮を行う。

(11) ボランティアの受け入れ

ボランティア（個人及び団体）に対して施設の方針、利用者の日常生活、介護の方針と内容、施設全体の日常業務について十分に説明し、理解を得ながら受け入れる。さらに、当施設での活動にやりがいをみいだせるように相談支援を行いボランティア人材の育成を図る。

(12) 人材育成とケアの質の向上

知識と技術の向上を常に図れるよう、施設内外の研修の参加を促し、専門職としてのスキルアップを図れるように整備をする。

① 新人研修

入職時の研修を行い、職員のあり方・基本介護技術・利用者を知るという３点を身につける場を提供する。

② 人材育成

年間を通して、研修会を定期的に開催し、専門職としてのスキルアップを常に図る場を提供する

施設外研修の参加を定期的に進め、専門職としての知識、技術と意識の向上を図る場を提供する

教育訓練休暇制度の活用により、各種の資格取得を展開し、専門性を高め、職員の士気・スキルを引き上げる

③ ケアの質の向上

各ユニットリーダーは、利用者のサービスが適切に行えているか確認し、ユニット職員の指導を含め、向上しやすい環境作りに努める。

④ 実習生、研修生の受け入れ

大学、専門学校、各種団体、行政機関、その他からの実習、研修の受け入れの要望に対し、その要望に応じられるように教育体制等を整備する。

3 各 部 署 計 画

(1) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護（ショートステイ）

① 基 本 方 針

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなれるよう配慮しながら、相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、心身の機能の維持、身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

② 具 体 目 標

ア 一人一人のニーズに応じたサービスの提供

イ 楽しい行事の推進に努める

ウ 稼働率の安定を図る

③ 具 体 的 施 策

ア 利用者一人一人のニーズ、また可能性を掘り起こす為、ケアプランに沿ったサービスの充実を図る。

イ 特別養護老人ホームの行事計画と連動して、心身の状態に合ったレクリエーション及び機能訓練を計画的に実施し、利用者がもっている心身の状態を可能な限り低下させないよう努める。

ウ 稼働率の向上が図れるよう、地域の居宅介護事業所に空床情報を提供する。また、地域のケアマネジャーや地域包括支援センターと連携を密にし、居宅サービス計画で行っていない緊急ショートステイを積極的に受け入れる

(2) 通所介護 (デイサービス)

① 基 本 方 針

人の温かさを感じ、その人らしく生活できるよう実践に努めるとともに、利用者、家族、地域に安心・信頼される充実したサービスを提供する。

② 具 体 目 標

ア 一人一人のニーズに応じた自立支援

イ 利用者の生活意欲の向上と家族介護負担の軽減

ウ 社会交流を通じて、「いっしょに」「楽しく」の実現を目指す

③ 具 体 的 施 策

ア 利用者様やご家族の要望に即応できる体制づくりに努めるとともに、日頃から傾聴させていただく姿勢で対応する。

イ 身体機能の維持向上を目的に、体操やレクリエーション等による運動を実施し、利用者様に楽しんで参加していただける計画を作成し、心身共に健康で日常生活への意欲向上につなげられるよう対応する。

ウ 利用者様が安心、安全にご利用いただけるよう、送迎時の安全走行や配慮を図ること、入浴や移動、食事摂取など観察と把握に努め事故の予防や異常の早期発見に努めます。

エ 季節を通じて、楽しみや喜びを感じていただけるよう、誕生会やイベント、屋外での活動を企画するほか、ボランティアの皆様の協力や慰問などを通じて、地域の皆様との交流が図れるよう努めます。

(3) 居 宅 介 護 支 援 事 業

① 基 本 方 針

住民の介護保険に対する意識も向上し、介護サービス利用者の需要は年々増大しています。限られたサービスを適切で効率的・効果的に利用し、高齢者が安心して自立した在宅での生活を継続できるよう支援する。

②具 体 目 標

ア 利用者の尊厳を守る

イ 在宅生活継続への支援

ウ 在宅のおける医療機関との連携

エ 関係機関との連携と協働

③具 体 的 施 策

ア 利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービス等が特定のサービス事業者に偏することのないよう公正中立に行う。

イ 要介護状態になった場合に、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

ウ 利用者の心身状況、環境に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、福祉サービスが効果的に提供されるように配慮する。

エ 事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、居宅介護事業者、介護福祉事業所等との連携に努める。